

収支予算書における消費税について

2025年度公募より消費税及び地方消費税に相当する額は全て助成対象となりませんのでご注意ください。

【収入における消費税】

収入に記入する項目は、全て税込金額を記入してください。

【支出における消費税】

- ① 「単価」は税込で記入してください。
- ② 「単価」と「数量」を記入すると、「税込合計」が自動計算されます。
- ③ 「税率」を「10%」「8%」「非課税」から選択してください。
- ④ 「税抜合計額」が自動計算されます。

※国外取引等の国税庁が定める例外を除いて、収支予算書の「単価」に税抜額は記載できません。詳しくは下記の【消費税について】をご参照ください。

※収入合計と支出合計が一致しているかどうかは、税込金額で算定されます。

※助成対象経費は、税抜金額で算定されます。

【消費税について】

収支予算書の支出欄に記入される項目は、国内で、事業として行われ、対価を得て行うものであり、資産の譲渡や役務の提供である、「国内取引」となります。「国内取引」の中には、「課税対象外の取引」、「非課税取引」、「免税取引」もありますが、詳しくは国税庁が公開している「消費税のあらまし」をご参照ください。

（参照）国税庁 消費税のあらまし（令和6年6月）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

また、「免税事業者」であることは、消費税の納税義務が免除されている事業者ということであり、取引の相手先が「免税事業者」であっても、事業として行われる取引に課税される消費税が免税されるということではありませんのでご注意ください。

当助成では、相手先の見積書や請求書に消費税額が記載されていない場合は、その見積額や請求額は税込額として判断します。非課税取引の場合は、非課税ということを明示した上で発行していただくよう、相手先と調整してください。

【消費税に関するお問い合わせ】

個別の取引が課税対象であるのか、自身の団体が免税事業者であるのか、など、消費税に関するお問い合わせはご回答いたしかねます。管轄の税務署にお問い合わせいただくか、税理士にご相談ください。